

25

行政法

令和元年度

問題 44

A所有の雑居ビルは、消防法上の防火対象物であるが、非常口が設けられていないなど、消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある。しかし、その地域を管轄する消防署の署長Yは、Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみで、消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命令」という。）をすることなく、放置している。こうした場合、行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか。40字程度で記述しなさい。

（参照条文）

消防法

第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権限を有する関係者（略）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。（以下略）

（下書き用）

10

15

林講師の模範答案

何人も命令を求めることができ、Yは必要な調査を行い、その結果必要があれば当該命令をする。 (44字)

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

何人も命令を求めることができ、Yは必要な調査を行い必要と認めたときは命令をすべきである。 (44字)

配点の目安

採点項目	配点	得点
① 何人も命令を求めることができること	8	
② Yは必要な調査を行わなければならないこと	6	
③ 必要があると認めたときは、命令をすべきであること	6	
合計点	20	

類型

①定義型 ②手段提示型 ③要件型

STEP 1 問題文の検討

まず「A所有の雑居ビルは、……消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある」が、「その地域を管轄する消防署の所長Yは、Aに対して……行政指導を繰り返すのみで、……必要な措置をなすべき旨の命令……をすることなく、放置している」とある。これらのことと踏まえ、本問では、「行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか」が問われ、またこの行動に対して、「Yは、どのような対応をとるべきこととされているか」が問われている。

以上のことから、本問の解答では、①行政手続法上、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか、及び②この行動に対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか、の2点を書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

1 ①どのような者が、どのような行動をとることができるか

本問の事案では、「A所有の雑居ビルは、……消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある」とあり、A所有の雑居ビルは、消防法等の法令に違反している状態にあることがわかる。

このような場合について、行政手続法36条の3第1項は、「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導……がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。」と規定している。

本問の事案では既に署長Yが「Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみ」とあることから、行政指導を求めるることは妥当でない。「命令……をすることなく、放置している」ことから、本問の事案では命令を求めるのが妥当である。

したがって、本問の事案では、Yに対して、何人も、命令を求めることがある。

□ 2 ②Yがとるべき対応

行政手続法36条の3第3項は、上記①の申し出があったときは、「必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分……をしなければならない。」と規定している。

したがって、本問の事案では、Yは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該命令をしなければならない。

STEP3 解答の作成

□ 1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) ①どのような者が、どのような行動をとることができるか
何人も、命令を求めることができる

(2) ②Yがとるべき対応

(Yは、) 必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該命令をしなければならない。

□ 2 解答の下書き

何人も、命令を求めることができ、Yは、必要な調査を行い、
その結果に基づき必要があると認めるときは、当該命令をしな
ければならない。 (64字)

□ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

今回は特になし。

(2) 文意を変えずに字数を減らす

- 「何人も、」を「何人も」にする
- 「Yは、」を「Yは」にする
- 「その結果に基づき必要があると認めるときは、」を「その結果必要があれば」にする
- 「当該命令をしなければならない。」を「当該命令をする。」にする

何人も、命令を求めることができ、Yは、必要な調査を行い、
その結果に基づき必要があると認めるときは必要があれば、当
該命令をしなければならないとする。 (44字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

今回は特になし。